決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１０９号
埼玉県東松山市小松原町９番５号
再生債務者　株式会社長谷部組
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月16日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月２日
平成24年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号
東京都多摩市和田1197番地の９
再生債務者　栫　　一哉
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月３日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月29日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月21日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月15日
平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
東京都渋谷区代々木１丁目43番７号
再生債務者　日本エコロジア株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月４日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月１日
平成24年４月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第６９号
北九州市八幡西区八枝２丁目２番18号
再生債務者　黒崎京築運送株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７２号
青森県弘前市大字富田町191番地
再生債務者　株式会社弘前進学学院
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７７号
東京都足立区千住宮元町25番８号
再生債務者　株式会社タカハラ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８８号
東京都板橋区成増１丁目５番９号
再生債務者　東洋理工株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２００号
千葉県山武郡芝山町大台字宝永作3155番地５
再生債務者　株式会社トラスト
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２１３号
東京都台東区寿１丁目５番９号
再生債務者　東京ライト工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２１４号
東京都台東区寿１丁目５番９号
再生債務者　マナスル化学工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２８号
群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者　双葉繊維工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画変更

平成２０年（再）第１８１号
東京都千代田区麹町１丁目10番地５
再生債務者　すみれホーム株式会社（旧商号セボン株式会社）
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第３１号
東京都中央区築地６丁目16番１号
再生債務者　株式会社高栄
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更計画案には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第１１号
愛知県日進市浅田町平子４番地の29
再生債務者　株式会社モトプラン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目14番33号　本町法務ビル４階　渡邉和義法律事務所　弁護士　渡邉　和義
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年４月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（再）第１２号
愛知県日進市浅田町平子４番地の29
再生債務者　株式会社アズデザイン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目14番33号　本町法務ビル４階　渡邉和義法律事務所　弁護士　渡邉　和義
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年４月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３８号
千葉県市川市行徳駅前３丁目５番４号
再生債務者　饒平名　誠
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月15日から平成24年５月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第３４号
埼玉県所沢市こぶし町31番６号
再生債務者　堀　　孝司
１　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月16日から平成24年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部